別紙１

規則等の案の概要

1　規則等の案の題名

児童福祉法第 21 条の 6 に規定する障害児通所支援又は障害福祉サービスの措置に関する静岡市児童福祉法施行細則第 33 条第 2 項に規定する費用に係る徴収基準等の一部改正について（案）

2　改正しようとする規則等

⑴　児童福祉法第 21 条の 6 に規定する障害児通所支援又は障害福祉サービスの措置に関する静岡市児童福祉法施行細則第 33 条第 2 項に規定する費用に係る徴収基準

⑵　静岡市身体障害者福祉法施行細則第 25 条第 2 項に規定する身体障害者又はその扶養義務者から徴収する費用に係る徴収基準

⑶　静岡市知的障害者福祉法施行細則第 16 条第 2 項に規定する知的障害者又はその扶養義務者から徴収する費用に係る徴収基準

3　規則等を定める根拠となる法令の条項

⑴　静岡市児童福祉法等施行細則第 33 条第 2 項

⑵　静岡市身体障害者福祉法施行細則第 25 条第 2 項

⑶　静岡市知的障害者福祉法施行細則第 16 条第 2 項

4　改正の趣旨

静岡市では、やむを得ない事由により障害福祉サービス又は障害児通所支援を提供する措置を行った場合の利用者負担額について、上記 2 における徴収基準においてそれぞれ前年度の所得額に応じて徴収することを定めています。この度、厚生労働省が徴収基準の算定の基礎を所得税法に規定する所得税額から地方税法に規定する所得割の額に変更しました。(別紙 2 及び別紙 3 を参照)。

静岡市では厚生労働省の算定の基礎に準じて徴収基準を定めているため、同様の内容となるように徴収基準の一部改正を行います。

5　規則等の案の内容

⑴　児童福祉法第 21 条の 6 に規定する障害児通所支援又は障害福祉サービスの措置に関する静岡市児童福祉法施行細則第 33 条第 2 項に規定する費用に係る徴収基準

ア　徴収基準の算定の基礎の変更

徴収基準の算定の基礎を所得税法に規定する所得税額から地方税法に規定する所得割の額に変更する。

イ　就学前障害児の実費負担相当分を除いた徴収金の無償化

別紙１

就学前障害児の無償化に伴い、実費負担に相当する部分を除いた部分について徴収金を徴収しないこととする。

⑵　静岡市身体障害者福祉法施行細則第25条第２項に規定する費用に係る徴収基準

ア　徴収基準の算定の基礎の変更

徴収基準の算定の基礎を所得税法に規定する所得税額から地方税法に規定する所得割の額に変更する。

イ　共同生活介護のサービス名を削除

平成26年４月１日から共同生活介護と共同生活援助が、共同生活援助に一元化されたことに伴い、共同生活介護のサービス名を削除する。

⑶　静岡市知的障害者福祉法施行細則第16条第２項に規定する費用に係る徴収基準

ア　徴収基準の算定の基礎の変更

徴収基準の算定の基礎を所得税法に規定する所得税額から地方税法に規定する所得割の額に変更する。

イ　共同生活介護のサービス名を削除

平成26年４月１日から共同生活介護と共同生活援助が、共同生活援助に一元化されたことに伴い、共同生活介護のサービス名を削除する。

６　規則等を施行する時期（予定）

令和２年９月頃

別紙２

障障発 0927 第１号
令和元年９月 27 日

各　都道府県　障害保健福祉主管部（局）長　殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
（　公　印　省　略　）

「やむを得ない事由による措置（障害児通所支援）を行った場合の単価等の取扱いについて」の一部改正について

標記について、平成 24 年６月 25 日障障発第 0625 第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和元年 10 月１日から適用することとしたので、適正な実施に遺漏なきを期されるとともに、管内市町村等に対し、周知されたい。

なお、本通知の改正は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の６の規定によるやむを得ない事由による措置（障害児通所支援の措置を行った場合に限る。）に係る費用徴収額の、令和元年 10 月の算定分から適用することとし、同年９月以前の算定分の取扱いについては、なお従前の例による。

新

（別紙）

やむを得ない事由による措置を行った場合の通所利用者負担額の算定に関する基準

税額等による階層区分			上限月額	障害児通所支援事業所
階層区分				徴収金基準額（日額）
A・B・C	（略）		（略）	（略）
D1～D15	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	（略）	（略）	（略）
備考	1～6　（略） 7　措置児童等が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であって小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、当該措置児童等に係る措置費のうち実費負担に相当する部分を除いた部分については徴収しないこととする。 ただし、当該措置児童等に係る措置費のうち実費負担に相当する部分については、この表の基準額を上限として徴収することができる。			

旧

（別紙）

やむを得ない事由による措置を行った場合の通所利用者負担額の算定に関する基準

税額等による階層区分			上限月額	障害児通所支援事業所
階層区分				徴収金基準額（日額）
A・B・C	（略）		（略）	（略）
D1～D15	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	（略）	（略）	（略）
備考	1～6　（略） （新設）			

別紙３

障障発 0531 第１号
令和元年５月 31 日

各　都道府県　障害保健福祉主管部（局）長　殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
（　公　印　省　略　）

「やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて」の一部改正について

標記について、平成 18 年 11 月 17 日障障発第 1117002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和元年６月１日から適用することとしたので、適正な実施に遺漏なきを期されるとともに、管内市町村等に対し、周知されたい。

なお、本通知の改正は、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 18 条第１項若しくは第２項、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の４第１項若しくは第 16 条第１項第２号又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の６の規定によるやむを得ない事由による措置（障害児通所支援の措置を行った場合を除く。）に係る費用徴収額の、令和元年６月の算定分から適用することとし、同年５月以前の算定分の取扱いについては、なお従前の例による。

また、本通知の改正の際現にやむを得ない事由による措置を行われている障害者等であって、本通知の改正後の算定基準に基づき費用徴収額の算定を行った結果、費用徴収額が増加するものについては、改正前の算定基準に基づき算定を行うこと。

やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて（平成 18 年 11 月 17 日障障発　第 1117002 号）　別紙

改　正　後

別紙

やむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担の額の算定に関する基準

（２）障害福祉サービス（施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用する場合）被措置者の扶養義務者の利用者負担額

税額等による階層区分			負担基準月額 施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用する場合
A・B	（略）		（略）
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみの世帯（所得割の額のない世帯）		（略）
D１	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の	0円　～　12,000円	（略）
D２		12,001　～　30,000	
D３		30,001　～　60,000	

改　正　前

別紙

やむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担の額の算定に関する基準

（２）障害福祉サービス（施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用する場合）被措置者の扶養義務者の利用者負担額

税額等による階層区分			負担基準月額 施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用する場合
A・B	（略）		（略）
C１	前年分の所得税が非課税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	当該年度分の市町村民税のうち均等割のみ課税の者	（略）
C２		当該年度分の市町村民税のうち所得割が課税の者	（略）
		前年分の所得税額の年額区分	
D１		0円　～　15,000円	（略）
D２		15,001　～　40,000	

D４	区分が次の区分に該当する世帯	60,001	～	96,000	
D５		96,001	～	189,000	
D６		189,001	～	277,000	
D７		277,001	～	348,000	
D８		348,001	～	465,000	
D９		465,001	～	594,000	
D10		594,001	～	716,000	
D11		716,001	～	864,000	
D12		864,001	～	1,056,000	
D13		1,056,001	～	1,238,000	
D14		1,238,001	～	1,439,000	
D15		1,439,001円以上			

（注）

１　障害者の扶養義務者（障害者の入所時に障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子（障害者が 20 歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子）のうち、市町村民税の税額が最も高い者をいう。以下同じ。）が負担すべき額は、それぞれ税額等による階層区分に応じ、負担基準月額の欄に掲げる額とする。

２　（略）

３　この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第 292 条第１項第１号及び第２号に規定する均等割及び所得割（それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とする。

４　所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。

D３	前年分の所得税が課税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	40,001	～	70,000	
D４		70,001	～	183,000	
D５		183,001	～	403,000	
D６		403,001	～	703,000	
D７		703,001	～	1,078,000	
D８		1,078,001	～	1,632,000	
D９		1,632,001	～	2,303,000	
D 10		2,303,001	～	3,117,000	
D 11		3,117,001	～	4,173,000	
D 12		4,173,001	～	5,334,000	
D 13		5,334,001	～	6,674,000	
D 14		6,674,001円以上			

（注）

１　障害者の扶養義務者（障害者の入所時に障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子（障害者が 20 歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子）のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高い者をいう。以下同じ。）が負担すべき額は、それぞれ税額等による階層区分に応じ、負担基準月額の欄に掲げる額とする。

２　（略）

３　この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第 292 条第１項第１号及び第２号に規定する均等割及び所得割（それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の７、第314条の８、同法附則第５条第３項、第５条の４第６項及び第５条の４の２第５項の規定は適用しないものとする。

４　この表において「所得税」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）及び平成24年６月25日障発0625第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額の算定等（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。

（１） 地方税法第 314 条の７、第 314 条の８、同法附則第５条第３項、附則第５条の４第６項及び附則第５条の４の２第５項の規定は適用しないものとする。

（２） 地方税法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第４号）第１条の規定による改正前の地方税法第 292 条第１項第８号に規定する扶養親族（16 歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第 314 条の２第１項第 11 号に規定する特定扶養親族（19 歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第 314 条の３第１項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

（３） 当該扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第１項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、当該者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

（４） 地方税法第 292 条第１項第 11 号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同法第 292 条第１項第 12 号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 同法第 295 条第１項（第２号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、同法第 314 条の２第１項第８号に規定する額（同条第３項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第 314 条の３第１項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

（４）障害福祉サービス（療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）被措置者の扶養義務者の利用者負担額（(２)に該当する者を除く。）

（１） 所得税法第78条第１項（同条第２項第１号、第２号（地方税法第314条の７第１項第２号に規定する寄附金に限る。）及び第３号（地方税法第314条の７第１項第２号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第１項並びに第95条第１項、第２項及び第３項

（２） 租税特別措置法第 41 条第１項、第２項、第６項及び第 24 項、第 41 条の２、第 41 条の３の２第１項、第２項、第５項及び第６項、第 41 条の 19 の２第１項、第 41 条の 19 の３第１項及び第３項、第 41 条の 19 の４第１項及び第３項

（３） 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）附則第59条第１項、第60条第１項、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第１項、附則第77条第１項及び第２項、附則第80条、附則第81条、附則第82条第１項

（４）障害福祉サービス（療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）被措置者の扶養義務者の利用者負担額（(２)に該当する者を除く。）

税額等による階層区分			負担基準月額 療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援
A・B	（略）		（略）
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみの世帯（所得割の額のない世帯）		（略）
D 1	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	0円 ～ 12,000円	（略）
D 2		12,001 ～ 30,000	
D 3		30,001 ～ 60,000	
D 4		60,001 ～ 96,000	
D 5		96,001 ～ 189,000	
D 6		189,001 ～ 277,000	
D 7		277,001 ～ 348,000	
D 8		348,001 ～ 465,000	
D 9		465,001 ～ 594,000	
D10		594,001 ～ 716,000	
D11		716,001 ～ 864,000	
D12		864,001 ～ 1,056,000	
D13		1,056,001 ～ 1,238,000	
D14		1,238,001 ～ 1,439,000	
D15		1,439,001円以上	

（注）

税額等による階層区分			負担基準月額 療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援
A・B	（略）		（略）
C 1	前年分の所得税が非課税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	当該年度分の市町村民税のうち均等割のみ課税の者	（略）
C 2		当該年度分の市町村民税のうち所得割が課税の者	（略）
	前年分の所得税が課税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	前年分の所得税額の年額区分	（略）
D 1		0円 ～ 15,000円	
D 2		15,001 ～ 40,000	
D 3		40,001 ～ 70,000	
D 4		70,001 ～ 183,000	
D 5		183,001 ～ 403,000	
D 6		403,001 ～ 703,000	
D 7		703,001 ～ 1,078,000	
D 8		1,078,001 ～ 1,632,000	
D 9		1,632,001 ～ 2,303,000	
D10		2,303,001 ～ 3,117,000	
D11		3,117,001 ～ 4,173,000	
D12		4,173,001 ～ 5,334,000	
D13		5,334,001 ～ 6,674,000	
D14		6,674,001円以上	

（注）

１　障害者の扶養義務者（障害者の入所時に障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子（障害者が 20 歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子）のうち、市町村民税の税額が最も高い者をいう。以下同じ。）が負担すべき額は、それぞれ税額等による階層区分に応じ、負担基準月額の欄に掲げる額とする。
２　（略）
３　この表において「市町村民税」とは、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第 292 条第１項第１号及び第２号に規定する均等割及び所得割(それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。)をいう。ただし、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とする。
４　所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。
（１）　地方税法第 314 条の７、第 314 条の８、同法附則第５条第３項、附則第５条の４第６項及び附則第５条の４の２第５項の規定は適用しないものとする。
（２）　地方税法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第４号）第１条の規定による改正前の地方税法第 292 条第１項第８号に規定する扶養親族（16 歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第 314 条の２第１項第 11 号に規定する特定扶養親族（19 歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第 314 条の３第１項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。
（３）　当該扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和 22 年法律第 67

１　障害者の扶養義務者（障害者の入所時に障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子（障害者が 20 歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子）のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高い者をいう。以下同じ。）が負担すべき額は、それぞれ税額等による階層区分に応じ、負担基準月額の欄に掲げる額とする。
２　（略）
３　この表において「市町村民税」とは、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第 292 条第１項第１号及び第２号に規定する均等割及び所得割(それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。)をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第 323 条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第 314 条の７、第 314 条の８、同法附則第５条第３項、第５条の４第６項及び第５条の４の２第５項の規定は適用しないものとする。
４　この表において「所得税」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)及び平成24年６月25日障発0625第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額の算定等（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。
（１）　所得税法第78条第１項（同条第２項第１号、第２号（地方税法第314条の７第１項第２号に規定する寄附金に限る。）及び第３号（地方税法第314条の７第１項第２号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第１項並びに第95条第１項、第２項及び第　３項
（２）　租税特別措置法第 41 条第１項、第２項、第６項及び第 24 項、第 41 条の２、第 41 条の３の２第１項、第２項、第５項及び第６項、第 41 条の 19 の２第１項、第 41 条の 19 の３第１項及び第３項、第 41 条の 19 の４第１項及び第３項
（３）　租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)

号）第252条の19第１項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、当該者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

（４）　地方税法第292条第１項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同法第292条第１項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア　同法第295条第１項（第２号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ　アに該当しない者である場合は、同法第314条の２第１項第８号に規定する額（同条第３項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の３第１項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

（５）障害福祉サービス（居宅介護、同行援護、行動援護、重度訪問介護、短期入所、共同生活援助）被措置者及び扶養義務者利用者負担額

税額等による階層区分		上限月額	負担基準額			
			（略）	（略）	（略）	（略）
A・B	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみの世帯（所得割の額のない世帯）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）附則第59条第１項、第60条第１項、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第１項、附則第77条第１項及び第　２項、附則第80条、附則第81条、附則第82条第１項

（５）障害福祉サービス（居宅介護、同行援護、行動援護、重度訪問介護、短期入所、共同生活援助）被措置者及び扶養義務者利用者負担額

税額等による階層区分			上限月額	負担基準額			
				（略）	（略）	（略）	（略）
A・B	（略）		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
C　1	前年分の所得税が非課税の者（A階層又はB階層に該当する者を除	当該年度分の市町村民税のうち均等割のみ課税の者	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

D１	Ａ階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	0円～12,000円	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
D２		12,001～30,000					
D３		30,001～60,000					
D４		60,001～96,000					
D５		96,001～189,000					
D６		189,001～277,000					
D７		277,001～348,000					
D８		348,001～465,000					
D９		465,001～594,000					
D10		594,001～716,000					

C　２	く。）	当該年度分の市町村民税のうち所得割が課税の者	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	前年分の所得税が課税の者（Ａ階層又はＢ階層に該当する者を除く。）	前年分の所得税額の年額区分	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
D　１		0円～15,000円					
D　２		15,001～40,000					
D　３		40,001～70,000					
D　４		70,001～183,000					
D　５		183,001～403,000					
D　６		403,001～703,000					
D　７		703,001～1,078,000					
D　８		1,078,001～1,632,000					
D　９		1,632,001～2,303,000					

D11		716,001 ～ 864,000					
D12		864,001 ～ 1,056,000					
D13		1,056,001 ～ 1,238,000					
D14		1,238,001 ～ 1,439,000					
D15		1,439,001円 以上					

（注）

1　障害者及びその扶養義務者（障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子（障害者が 20 歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子）のうち、市町村民税の税額が最も高いものに限る。以下同じ。）が負担すべき額は、それぞれ、税額等による階層区分に応じ、負担基準額の欄に掲げる額とする（行動援護については、所要時間が７時間 30 分以上の場合は、当該額を 16 倍した額を同日分の負担すべき額とする。）。ただし、障害者にあっては、介護給付費等基準額を上限とし、扶養義務者にあっては、介護給付費等基準額から障害者本人が負担する額を控除した額を上限とする。

2　（略）

3　この表において「市町村民税」とは、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第 292 条第１項第１号及び第２号に規定する均等割及び所得割(それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。)をいう。ただし、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とする。

D10		2,303,001 ～ 3,117,000					
D11		3,117,001 ～ 4,173,000					
D12		4,173,001 ～ 5,334,000					
D13		5,334,001 ～ 6,674,000					
D14		6,674,001円 以上					

（注）

1　障害者及びその扶養義務者（障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子（障害者が 20 歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子）のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高いものに限る。以下同じ。）が負担すべき額は、それぞれ、税額等による階層区分に応じ、負担基準額の欄に掲げる額とする（行動援護については、所要時間が７時間 30 分以上の場合は、当該額を 16 倍した額を同日分の負担すべき額とする。）。ただし、障害者にあっては、介護給付費等基準額を上限とし、扶養義務者にあっては、介護給付費等基準額から障害者本人が負担する額を控除した額を上限とする。

2　（略）

3　この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第 292 条第１項第１号及び第２号に規定する均等割及び所得割（それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第 323 条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第 314 条の７、第 314 条の８、同法附則第５条第３項、第５条の４第６項及び第５条の４の２第６項の規定は適用しないものとする。

４　所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。 （１）　地方税法第 314 条の７、第 314 条の８、同法附則第５条第３項、附則第５条の４第６項及び附則第５条の４の２第５項の規定は適用しないものとする。 （２）　地方税法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第４号）第１条の規定による改正前の地方税法第 292 条第１項第８号に規定する扶養親族（16 歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第 314 条の２第１項第 11 号に規定する特定扶養親族（19 歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第 314 条の３第１項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。 （３）　当該扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第１項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、当該者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。 （４）　地方税法第 292 条第１項第 11 号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同法第 292 条第１項第 12 号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。 ア　同法第 295 条第１項（第２号の規定に係る部分に限る。）の規定	４　この表において「所得税」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)及び平成24年６月25日障発0625第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額の算定等（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。 （１）　所得税法第78条第１項（同条第２項第１号、第２号（地方税法第314条の７第１項第２号に規定する寄附金に限る。）及び第３号（地方税法第314条の７第１項第２号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第１項並びに第95条第１項、第２項及び第３項 （２）　租税特別措置法第 41 条第１項、第２項、第６項及び第 24 項、第 41 条の２、第 41 条の３の２ 第１項、第２項、第５項及び第６項、第 41 条の 19 の２第１項、第 41 条の 19 の３第１項及び第３項、第 41 条の 19 の４第１項及び第３項 （３）　租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）附則第59条第１項、第60条第１項、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第１項、附則第77条第１項及び第２項、附則第80条、附則第81条、附則第82条第１項

により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。
イ　アに該当しない者である場合は、同法第314条の２第１項第８号に規定する額（同条第３項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の３第１項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

（６）障害福祉サービス（居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度訪問介護）における障害児の扶養義務者の利用者負担額

税額等による階層区分					
				（略）	（略）
A・B	（略）		（略）	（略）	（略）
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみの世帯（所得割の額のない世帯）		（略）	（略）	（略）
D１	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	0円 ～ 12,000円	（略）	（略）	（略）
D２		12,001 ～ 30,000			
D３		30,001 ～			

（６）障害福祉サービス（居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度訪問介護）における障害児の扶養義務者の利用者負担額

税額等による階層区分			上限月額	負担基準額	
				（略）	（略）
A・B	（略）		（略）	（略）	（略）
C１	前年分の所得税が非課税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	当該年度分の市町村民税のうち均等割のみ課税の者	（略）	（略）	（略）
C２		当該年度分の市町村民税のうち所得割が課税の者	（略）	（略）	（略）
D１	前年分の所得税が課税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	前年分の所得税額の年額区分 0円 ～ 15,000円	（略）	（略）	（略）
D２		15,001 ～			

		60,000			
D4		60,001 ～ 96,000			
D5		96,001 ～ 189,000			
D6		189,001 ～ 277,000			
D7		277,001 ～ 348,000			
D8		348,001 ～ 465,000			
D9		465,001 ～ 594,000			
D10		594,001 ～ 716,000			
D11		716,001 ～ 864,000			
D12		864,001 ～ 1,056,000			
D13		1,056,001 ～ 1,238,000			
D14		1,238,001 ～ 1,439,000			
D15		1,439,001円 以上			

		40,000			
D3		40,001 ～ 70,000			
D4		70,001 ～ 183,000			
D5		183,001 ～ 403,000			
D6		403,001 ～ 703,000			
D7		703,001 ～ 1,078,000			
D8		1,078,001 ～ 1,632,000			
D9		1,632,001 ～ 2,303,000			
D10		2,303,001 ～ 3,117,000			
D11		3,117,001 ～ 4,173,000			
D12		4,173,001 ～ 5,334,000			
D13		5,334,001 ～ 6,674,000			
D14		6,674,001円 以上			

（注） １　障害児の扶養義務者（障害児と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者、父母又は子のうち、市町村民税の税額が最も高いものに限る。以下同じ。）が負担すべき額は、税額等による階層区分に応じ、負担基準額の欄に掲げる額とする（行動援護については、所要時間が７時間 30 分以上の場合は、当該額を 16 倍した額を同日分の負担すべき額とする。）。なお、児童福祉法第 63 条の４の規定により、児童相談所長が重度訪問介護を利用することが適当であると認め、その旨を市町村長に通知された障害児に対し、重度訪問介護にかかるやむを得ない事由による措置を行った場合については、この表の負担基準額の欄に掲げる額に、（５）の表の重度訪問介護にかかる負担基準額の欄に掲げる額を加えた額とする。ただし、介護給付費等基準額を上限とする。 ２　（略） ３　この表において「市町村民税」とは、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第 292 条第１項第１号及び第２号に規定する均等割及び所得割(それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。)をいう。ただし、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とする。 ４　所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。 （１）　地方税法第 314 条の７、第 314 条の８、同法附則第５条第３項、附則第５条の４第６項及び附則第５条の４の２第５項の規定は適用しないものとする。 （２）　地方税法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第４号）第１	（注） １　障害児の扶養義務者（障害児と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者、父母又は子のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高いものに限る。以下同じ。）が負担すべき額は、税額等による階層区分に応じ、負担基準額の欄に掲げる額とする（行動援護については、所要時間が７時間 30 分以上の場合は、当該額を 16 倍した額を同日分の負担すべき額とする。）。なお、児童福祉法第 63 条の４の規定により、児童相談所長が重度訪問介護を利用することが適当であると認め、その旨を市町村長に通知された障害児に対し、重度訪問介護にかかるやむを得ない事由による措置を行った場合については、この表の負担基準額の欄に掲げる額に、（５）の表の重度訪問介護にかかる負担基準額の欄に掲げる額を加えた額とする。ただし、介護給付費等基準額を上限とする。 ２　（略） ３　この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第 292 条第１項第１号及び第２号に規定する均等割及び所得割（それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第 323 条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第 314 条の７、第 314 条の８、同法附則第５条第３項、第５条の４第６項及び第５条の４の２第５項の規定は適用しないものとする。 ４　この表において「所得税」とは、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和 22 年法律第 175 号）及び平成24年６月25日障発0625第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額の算定等（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。 （１）　所得税法第78条第１項（同条第２項第１号、第２号（地方税法第314条の７第１項第２号に規定する寄附金に限る。）及び第３号（地方税法第314条の７第１項第２号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第１項並びに第95条第１項、第２項及び第３項 （２）　租税特別措置法第 41 条第１項、第２項、第６項及び第 24 項、第

条の規定による改正前の地方税法第 292 条第１項第８号に規定する扶養親族（16 歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第 314 条の２第１項第 11 号に規定する特定扶養親族（19 歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第 314 条の３第１項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

（３） 当該扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第１項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、当該者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

（４） 地方税法第 292 条第１項第 11 号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同法第 292 条第１項第 12 号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 同法第 295 条第１項（第２号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、同法第 314 条の２第１項第８号に規定する額（同条第３項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第 314 条の３第１項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

41 条の２、第 41 条の３の２ 第１項、第２項、第５項及び第６項、第 41 条の 19 の２第１項、第 41 条の 19 の３第１項及び第３項、第 41 条の 19 の４第１項及び第３項

（３） 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）附則第59条第１項、第60条第１項、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第１項、附則第77条第１項及び第２項、附則第80条、附則第81条、附則第82条第１項